官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一五〇）　一
〔その他告示〕
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一六一一）　二
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一六一二）
○保安林の指定をする件（同一六一三～一六二七）　四
○保安林の指定を解除する件（同一六二八、一六二九）
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第二項に基づき、特定社会基盤事業者の住所を変更する告示（経済産業一四一）
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件（国土交通一三〇四）　五
○道路に関する件（関東地方整備局二三二）
○道路に関する件（近畿地方整備局一一八）
〔国会事項〕
法務省
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示三・四、宮城同二、埼玉同五、大阪同三、兵庫同四・五）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一六五）
〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第百五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～六十四　（略）	一～六十四　（略）
六十五　一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
六十六～九十八　（略）	六十五～九十七　（略）
九十九　N―エチル―五―メトキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類	（新設）
百～二百八十五　（略）	九十八～二百八十三　（略）
二百八十六　八―メチル―八―アザビシクロ［三・二・一］オクタン―三―イル＝二―フルオロベンゾアート及びその塩類	（新設）
二百八十七～三百六十九　（略）	二百八十四～三百六十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。